

恵庭市長定例記者会見(平成 26 年 12 月 16 日)



お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

本日は、第4回定例会終了直後でありますので、議会を終えての所感並びに、今後予定する事業などについて発表させていただきます。

今議会におきましては、16件の議案について審議いただきました。

その主なものとして「恵庭市教育委員会委員の選任同意について」、「人権擁護委員候補者推薦の同意について」、「恵庭市暴力団排除条例の制定について」などであります。

その全ての議案についてご承認いただきましたことに、まずもって感謝いたします。

また、一般質問や各常任委員会の中で、市政の各般にわたる様々な課題に関してご質問をいただきました。

これら議会からのご指摘を大切にしながら、様々な施策の推進をさらに図って参ります。

それでは、本日の発表内容を述べさせていただきます。

まず一つ目は、「高齢者世帯等冬の生活支援事業の実施について」であります。恵庭市内の家庭用灯油価格は、1ℓ 当たり100円前後の高値で推移し、さらには11月から電気料金が値上げされ、これから厳寒期を迎えるにあたり、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このことから、昨年度に引き続き、低所得世帯に対し光熱費の一部を助成する「高齢者世帯等冬の生活支援事業」を実施することといたしました。

対象となる世帯は、高齢者世帯で75歳以上の単身世帯、70歳と75歳以上の世帯、65歳以上で要介護4以上の方と同居している世帯、障がい世帯は身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの世帯、ひとり親世帯は児童扶養手当を受給している世帯で、いずれも住民税の非課税世帯が対象となります。助成額は1世帯当たり1万円といたしました。

すでに、対象と思われる世帯へは個人案内を発送し、市役所・支所・出張所で申請の受付を開始しており、対象世帯は約1,800世帯と見込んでいます。

二つ目は、「消防サイレンの吹鳴廃止について」であります。

これまで、火災発生時における消防職・団員の招集は、消防サイレンの吹鳴により行ってきましたが、消防無線のデジタル化や携帯電話等の普及に基づき、より確実に効果的な伝達と招集手段に改めることとしました。

新たな招集手段につきましては、これまで消防団等と協議を進め、消防職・団員各個人が所有する携帯電話に直接音声で順次指令、またはEメールを送信し、災害情報の伝達と招集を行うものです。

これにより、消防サイレンの運用を来年2月18日(水曜日)で廃止する予定としております。あわせて、毎日正午に試験吹鳴しているサイレンも廃止することとなります。今後、広報誌やホームページ等で市民の皆様に周知することで考えております。

最後に、「年末年始休日期間中の特別開庁について」報告いたします。

市役所の年末年始の休暇は、「12月29日から翌年1月3日」としてありますが、今年度の年末年始休暇は、土曜日、日曜日が重なり、9連休といった長期になりますことから、市民の皆様の利便性やサービス確保といった観点から「12月29日(月)午前8時45分から午後5時15分」の全日については、一部の窓口部門を特別開庁することといたしました。

取り扱う業務の詳細は、配布資料をご参照いただきたいと思いますと思いますが、市民課及び国保医療課で、各種届出の受付や証明書等の交付を行い、市民サービスの確保を図って参ります。

なお、取り扱う業務等につきましては、広報誌やホームページにより市民の皆様に周知することとしております。

以上 私からは、予定していた項目について説明させていただきました。
詳細については各担当者からお聞き下さい。

【質疑応答】

(保健福祉部長)「高齢者世帯等冬の生活支援事業について補足です。12月12日現在で、1117件・約62パーセントの方が申請を受けており、12月25日に支給されます

(記者)福祉灯油支援は何年目の取り組みか

(市長)3年目です

(記者)支給は銀行振り込みか

(保健福祉部長)基本的には銀行振り込みです。どうしても振り込みができない場合は現金支給しています